

名古屋城総合事務所の土木工事及び造園工事等における「週休2日制工事」試行要綱

(目的)

第1条 本要綱は、名古屋城総合事務所が施行する土木工事標準積算基準を適用した土木工事及び造園工事等における週休2日の取組において、経費の補正等を試行的に行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 工事開始日から工事完了日までの対象期間において、土曜日、日曜日、祝日等（「名古屋市の休日定める条例」（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。））を現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事。
- (2) 対象期間 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間。
- (3) 非対象期間 準備期間（工事開始日から現場着手日までの期間）、後片付け期間（施工終了後から工事完了日までの期間）、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作等の現場不稼働期間、工事事務所等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間、その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間。
- (4) 現場着手 現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始すること。
- (5) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含め、現場作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検（巡視）等を行うことは可とする。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象は、次に掲げる工事の中から当事務所が指定する工事とする。

- (1) 施工量に対して十分な工期の確保が見込まれる
- (2) 対象期間が概ね4週間以上
- (3) 工程が現場条件に大きく制約されない
- (4) 緊急性がない

(取組内容)

第4条 週休2日制工事の受注者は、対象期間の休日を現場閉所するものとする。

- 2 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、本市監督員と協議の上、前後10日間の期間において現場閉所日を設けるものとする。
- 3 受注者は、下請負業者に対し週休2日制工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼すること。
- 4 受注者は、公衆の見やすい場所に試行工事である旨を明示すること。

- 5 受注者は、本市監督員が休日の現場閉所状況を確認できるよう、土木工事標準仕様書に規定する工事記録簿（第31号様式）に現場閉所日を明記すること。
- 6 本市監督員は休日の現場閉所に伴う工程の遅延などがないか日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された工事記録簿や週間工程表等を確認する。
- 7 休日の現場閉所の状況に応じて、次の補正係数により経費の算定を行うものとする。

(1) 補正係数

【休日の現場閉所 100%】

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

【休日の現場閉所 87.5%以上100%未満】

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

【休日の現場閉所 75.0%以上87.5%未満】

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

- (2) 補正方法 当初設計から休日の現場閉所100%の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、休日の現場閉所100%に満たないものは、補正分を減額し、変更契約するものとする。

(特記仕様書等)

第5条 対象工事において適用する特記仕様書は、別紙「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書」のとおりとする。

附則

この要綱は令和3年10月1日から施行する。